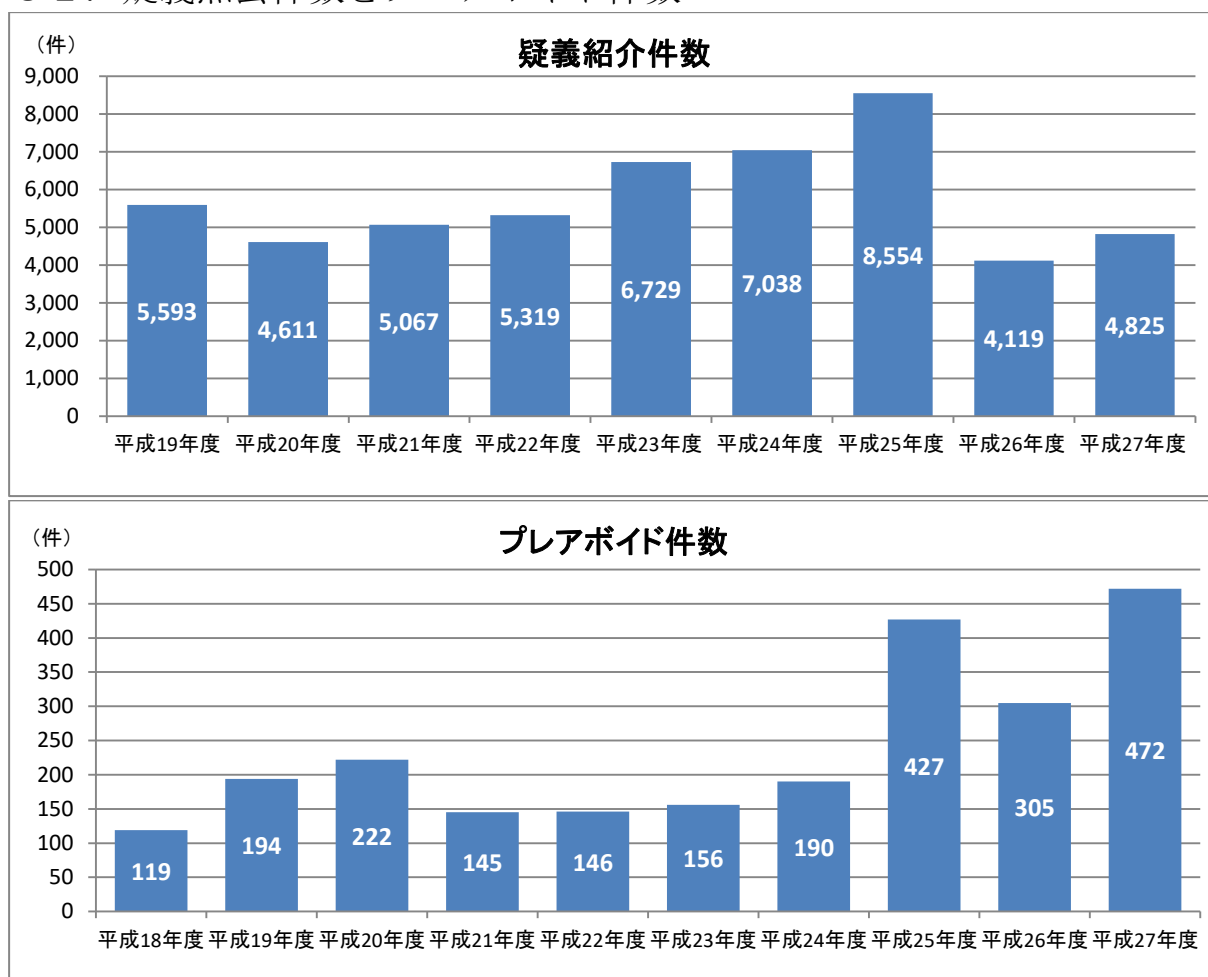


8 2. 疑義照会件数とプレアボイド件数



薬剤師法第 24 条には、「薬剤師は、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師、歯科医師、または獣医師に問い合わせを行い、その疑わしい点を確認した後でなければ、調剤してはならない。」と規定されており、薬剤師は疑義紹介を行っている。

薬剤師が薬学的知見から疑義紹介を行うことや処方提案を行うことで、薬物療法における患者の不利益を回避、軽減させることがあり、このような事例を「プレアボイド事例」という。これらの件数は、薬剤師がインシデントを回避している事例と言える。平成 26 年度より院内の同意を得て、一部調剤方法の変更は疑義紹介なしで薬剤師が対応することになり件数は激減し、平成 27 年度は昨年と同程度の疑義紹介件数であった。薬剤部では、中央業務を見直し、病棟担当者を増員することに取り組んできた。その結果、薬剤師が薬物療法に介入する機会が増え、プレアボイド件数の増加につながった。これは、薬剤師が質の高い薬物療法の提供に寄与していると思われる。